

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

現 行

（雇用保険法による雇用安定事業の特例）

第四条　〔略〕

2| 政府は、前項の事業を実施しようとするときは、同項の被保険

者に係る事業主の資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わ
ず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給しなければ
ならない。

（雇用保険法による雇用安定事業の特例）

第四条　〔同上〕

〔新設〕

（被保険者でない労働者に対する給付金）

第五条　〔略〕

2| 政府は、前項の給付金を支給しようとするときは、同項の労働

者に係る事業主の資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わ
ず、当該給付金を支給しなければならない。

（被保険者でない労働者に対する給付金）

第五条　〔同上〕

〔新設〕

（被保険者でない労働者に対する給付金）

第五条　〔同上〕

〔新設〕

3| 雇用保険法第七十六条第一項、第七十七条、第七十七条の二、

第七十九条、第八十三条（第一号、第二号及び第四号を除く。）、
第八十五条（第一号を除く。）及び第八十六条第一項の規定は、

第一項の規定による給付金の支給について準用する。この場合にお
いて、同法第七十六条第一項中「被保険者若しくは受給資格者、

高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以
下「被保険者等」とす）」の規定による給付金の支給について準用する。
この場合において、同法第七十六条第一項中「被保険者若しくは受給資格者、

高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以
下「被保険者等」とす）」の規定による給付金の支給について準用する。
この場合において、同法第七十六条第一項中「被保険者若しくは受給資格者、

下「受給資格者等」という。)若しくは教育訓練給付対象者」とあ
るのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは「
又は」と、「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組
合であつた団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」と
あるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号。
以下「臨時特例法」という。)第五条第一項の規定による給付金の
支給」と、同法第七十七条中「被保険者、受給資格者等、教育訓
練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例
法第五条第一項の給付金」と、「この法律の施行」とあるのは「同
項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条の二第一項中
「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の規定
による給付金の支給」と、同法第七十九条第一項中「この法律の
施行」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の規定による給付金
の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象
者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあ
るのは「又は」と、「事業所又は労働保険事務組合若しくは労働
保険事務組合であつた団体の事務所」とあるのは「事業所」と、
同法第八十五条中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象
者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五条第
一項の給付金」と、同法第八十六条第一項中「法人(法人でない
労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。)」とあるの
は「法人」と、「前三条」とあるのは「第八十三条又は前条」とす

下「受給資格者等」という。)若しくは教育訓練給付対象者」とあ
るのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあるのは「
又は」と、「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組
合であつた団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」と
あるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号。
以下「臨時特例法」という。)第五条第一項の規定による給付金の
支給」と、同法第七十七条中「被保険者、受給資格者等、教育訓
練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例
法第五条第一項の給付金」と、「この法律の施行」とあるのは「同
項の規定による給付金の支給」と、同法第七十七条の二第一項中
「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の規定
による給付金の支給」と、同法第七十九条第一項中「この法律の
施行」とあるのは「臨時特例法第五条第一項の規定による給付金
の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象
者」とあるのは「被保険者でない労働者」と、「若しくは」とあ
るのは「又は」と、「事業所又は労働保険事務組合若しくは労働
保険事務組合であつた団体の事務所」とあるのは「事業所」と、
同法第八十五条中「被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象
者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五条第
一項の給付金」と、同法第八十六条第一項中「法人(法人でない
労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。)」とあるの
は「法人」と、「前三条」とあるのは「第八十三条又は前条」とす

る。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護)

第六条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金（以下「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等」という。）を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止)

第七条 租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(不利益取扱いの禁止等)

[第八条 事業主は、労働者が新型コロナウイルス感染症対応休業支

援金等の支給を受けようとしたことを理由として、当該労働者に

対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、この法律に基づき国が実施する措置に積極的に協力するとともに、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の労働に関する法令を遵守しつつ、その雇用する労働者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の請求に係

る。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護)

第六条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止)

第七条 租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び第五条第一項の給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

[新設]

る手続についての配慮)

第九条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の請求が不当に妨げられることのないよう、当該請求に関する書類に労働保険番号の記載を要しないものとすることその他当該請求に係る手続について必要な配慮をしなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、第八条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第十一條 厚生労働大臣は、第八条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(解釈規定)

第十二条 雇用保険法その他の労働に関する法令の規定の適用につ

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

いては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の請求に係る手続において、事業主が労働者を休業させたことを認めたことをもつて、その休業が使用者の責めに帰すべき事由による休業であると解釈してはならない。

（厚生労働省令への委任）
第十三条　〔略〕

（厚生労働省令への委任）
第八条　〔同上〕

○雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）〔附則第三項関係〕（抄）

（傍線部分は改正部分）

	現 行	改 正 後
附 則	附 則	附 則
第十四条の二　〔略〕	第十四条の二　〔同上〕	第十四条の二　〔略〕
2　国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条第一項に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めで定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めて定めるところにより算定した額について負担するものとする。	2　国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めで定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めて定めるところにより算定した額について負担するものとする。	3　〔略〕

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）〔附則第三項関係〕（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後

現行

附則

（雇用勘定の積立金の特例等）

第二十条の三　〔略〕

2・3　〔略〕

附則

（雇用勘定の積立金の特例等）

第二十条の三　〔同上〕

2・3　〔同上〕

4 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第一百三十条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条第一項の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

5・7　〔略〕

5・7　〔同上〕

4 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第一百三十条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。